

庄内学園での生活

公の場で誰もが気持ちよく生活するためには、一人一人が守るべきルールが必要になります。特に、庄内学園では9年間を通して、社会人として必要な規範意識やマナーが身に付くようにしていきたいと考えています。そのために、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識に基づいた行動様式を定着させるよう指導していきます。規律を維持していくことで、子供にとって学校が安心して安全な居場所になり、いじめや問題行動などを未然に防ぐことにつながると考えています。

学校における様々なルールは、社会の変化や子供たちの実態から変わっていくこともあります。生徒会や児童会の声を聞きながら、子供たちがルールについて主体的に考え、判断する力を養いながら、よりよい学校生活が送れるように考えていきます。なお、心身の具合や家庭の事情等も考慮していきますので、心配されることがあれば、御相談ください。

庄内学園のいじめ防止の取り組み

庄内学園では、次のような取り組みを行い、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

- いじめの未然防止
人間関係づくりプログラムの計画的な実施
- 早期発見
年3回の生活アンケートの実施
「ビタミンノート」や日常生活の注意深い観察
- 早期対応
週1回の小中合同のいじめ対策委員会の開催

1年生～6年生

1 登校について

- (1) バス通学、徒歩通学ともにヘルメットを必ずかぶり、通学路を歩いて登校します。
- (2) バス通学者は、決められた場所でマナーを守って待ちます。
- (3) 8時には着席し、朝の会が開始できるようにします。

2 校内生活について

- (1) 特別教室や他学級には、用事のない時は入りません。
- (2) 廊下は静かに右側を歩きます。
- (3) 名札を付けて生活します。
- (4) 持ち物には、すべて名前を書きます。
- (5) 清潔で学習や活動がしやすい服装で過ごします。
- (6) 運動や学習に支障のない清潔感のある髪型にします。髪が肩についたら縛ります。
- (7) 体育の授業は、体操服になり、赤白帽子をかぶります。
- (8) 体育館、潮鳴館では体育館シューズに履き替えます。
- (9) 外靴は、運動をしやすい靴を使用します。
- (10) 忘れ物に気付いても、家に取りに戻りません。
- (11) ランドセルに余分な物は付けません。
- (12) 正しい言葉づかいで生活します。
- (13) 学習に必要なものは持ってきません。

3 学習について

- (1) 次の授業の準備をしてから休み時間にします。
- (2) 学校生活では鉛筆を使います。

4 下校について

- (1) 通学路を歩いて下校します。
- (2) 交通ルールを守り、寄り道をしないで下校します。

7年生～9年生

1 身なりについて

時と場にふさわしい服装を心がけよう。周囲に気を配ろう。

(1) 学校生活において

- ア. 登下校 ①原則制服を着用する。
②天候や気温に応じて、体操服やジャージを着用する判断を各自で行う。
- イ. 式典 制服を着用する。
- ウ. テスト 制服を着用する。
- エ. 靴 外履きは白の運動靴、上履き・体育館シューズは規定の物を使用する。
- オ. 靴下 白を基調としたものとする。
- カ. 髪型 中学生らしい清潔感のある髪型。
- キ. 校内服 庄内中ジャージ、体操服、庄内Tシャツ
 - ・登校後は体操服・ジャージに着替えて生活する。(特別な場合は除く)
 - ・体育の授業は体操服を基本とする。

(2) 学生服について

- ア. えりにカラー(白ライン可)
- イ. ベルト(黒・茶)を必ずつける

(3) セーラー服について

- ア. スカートの長さは膝が隠れるくらいにする
- イ. 上着にリボンをつける

2 持ち物について

- (1) 教科書、教材等は指定のナップサックに入れる。入りきらない場合はサブバック等を使用する。
- (2) 学習に必要なものは持ってこない。

3 自転車通学について

- (1) 自宅から学校の正門まで概ね2キロ以上離れている生徒が対象。
- (2) 必ずヘルメットを着用する。
- (3) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願い」を提出する。入学後に許可書と自転車に貼る鑑札シールを配付。
- (4) 自転車の保険は必ず保険に加入するよう、県の条例で義務付けられている。

※ 「生活の決まり」については、今後も生徒会を中心に、話し合いを進めていきます。